

408 介護予防特定施設入居者生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果		
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っている	☐	整備	
	身体的拘束適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催している	☐	3ヶ月毎未実施	
	身体的拘束適正化のための指針を整備している	☐	整備	
	身体的拘束適正化のための定期的研修を実施している	☐	整備	
高齢者虐待防止措置実施の有無	次あげるすべての高齢者虐待防止に関する事項を運営基準に規定し、措置を講じていること	☐	該当	
	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催	☐	該当	
	高齢者虐待防止のための指針を整備	☐	該当	
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施	☐	該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の選定	☐	該当	
業務継続計画策定の有無	運営基準に規定する業務継続計画の策定等の措置を講じていること	☐	あり	業務継続計画の策定
生活機能向上連携加算 (1)	(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を実施	☐	実施	
	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能、生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供	☐	実施	

点検項目	点検事項	点検結果		
	(3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3 月ごとに 1 回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること	☐	実施	
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
	個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している理学療法士等が、当該介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を実施	☐	実施	
	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能・生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供	☐	実施	
	(3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3 月ごとに 1 回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること	☐	実施	
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 人以上配置	☐	配置	
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	☐	配置	
	多職種共同による個別機能訓練計画の作成	☐	作成	個別機能訓練計画
	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	☐	実施	
	利用者に対する計画の内容説明、記録	☐	3 月毎に実施	

点検項目	点検事項	点検結果		
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	☐	あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	☐	あり	実施時間、訓練内容、担当者等の個別訓練に係る記録
個別機能訓練加算（Ⅱ）	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	☐	配置	
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	☐	配置	
	多職種共同による個別機能訓練計画の作成	☐	作成	個別機能訓練計画
	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	☐	実施	
	利用者に対する計画の内容説明、記録	☐	3月毎に実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	☐	あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	☐	あり	実施時間、訓練内容、担当者等の個別訓練に係る記録
	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している	☐	あり	
若年性認知症入居者受入加算	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省（LIFE）に提出し、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行う	☐	実施	
協力医療機関連携加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	☐	該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐	実施	
	(1) 又は (2) のいずれかの単位を算定	☐	該当	
	(1) 当該協力医療機関が指定介護予防サービス基準第242条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合	☐	該当	100単位を算定

点検項目	点検事項	点検結果	
	(2) (1) 以外の場合	☐ 該当	40単位を算定
	協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を開催	☐ 該当	
	＜電子的システムにより情報確認する場合＞ 電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合、年1回以上開催している	☐ 該当	
	＜電子的システムを利用しない場合＞ 年3回以上開催している	☐ 該当	
	※電子的システムを利用しない場合で、以下の場合は年1回以上の開催で差し支えない ・入院の必要性が認められた当該施設の入居者が当該協力医療機関で年2件以上入院した場合、入退院に際して当該協力医療機関の職員と、当該施設の入居者の急変時の対応方針及び診療又は入院時の連絡方法に係る適切な情報共有が行われている場合 ・往診の必要性が認められた当該施設の入居者に当該協力医療機関が年2件以上往診を実施した場合、往診に際して当該協力医療機関の職員と、当該施設の入居者の急変時の対応方針及び診療又は往診依頼時の連絡方法に係る適切な情報共有が行われている場合	☐ 該当	
	会議の開催状況について、その概要を記録している	☐ 該当	
	看護職員は、前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間、利用者ごとに健康の状況について随時記録している	☐ 該当	
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	☐ 6月ごとに実施	
	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認し情報を担当ケアマネに提供	☐ 6月ごとに実施	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護予防加算	定員、人員基準に適合	☐	あり	
	利用者について、当該事業所以外で口腔・栄養スクーリング加算を算定していない	☐	該当	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省（LIFE）に提出	☐	あり	
	利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努める	☐	実施	
退居時情報提供加算	医療機関へ退居した入居者であること	☐	満たす	
	本人の同意を得て退居後の医療機関に対し、心身の状況、生活歴等の情報を示す文書を添えて紹介を行う	☐	実施	心身の状況、生活歴等の情報を示す文書（別紙様式12）
	入居者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院していない	☐	満たす	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当）の占める割合が2分の1以上	☐	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	☐	該当	
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	☐	実施	

点検項目	点検事項	点検結果		
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当）の占める割合が2分の1以上	☐	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了している者を対象者の数が 20人未満の場合は1人以上、 20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数 を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施	☐	該当	
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	☐	実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施	☐	該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している	☐	あり	
	協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応している	☐	あり	
	感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に一年に一回以上参加している	☐	あり	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、三年に一回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
新興感染症等施設療養費	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症（※）に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行っている	☐	該当	※対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。R6.4月時点においては、指定している感染症はない。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている	☐	あり	
	業務改善の取組による成果が確認されている	☐	あり	
	見守り機器等のテクノロジーを複数導入している	☐	あり	
	1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行っている	☐	あり	
	職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っている	☐	あり	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている	☐	あり	
	見守り機器等のテクノロジーを導入している	☐	あり	
	1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行っている	☐	あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	次の（１）又は（２）に該当			
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の70以上	☐	該当	
	(2) 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)を算定していない	☐	該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の60以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅲ)を算定していない	☐	該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当			
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上	☐	該当	
	(2) 看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上	☐	該当	
	(3) 直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定していない	☐	該当	
外部サービス利用型における障害者等支援加算	知的障害又は精神障害を有する利用者の基本サービスの提供にあたり、特に支援を必要とする者	☐	あり	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口【R8.6～】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、◇職場環境等要件(Ⅰ)及び◎令和8年度特例要件を満たしている	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イ【R8.6～、R8.5 まで加算Ⅰ】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ及び ◇職場環境等要件(1)を満たしている	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ【R8.6～】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、◇職場 環境等要件(1)及び◎令和8年度特例要件を満たしている	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ【R8.6～、R8.5 まで加算Ⅱ】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ及び◇職 場環境等要件(1)を満たしている	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	●基本要件の(9)以外、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び ◇職場環境等要件(2)を満たしている	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	●基本要件の(9)以外、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び◇職 場環境等要件(2)を満たしている	☐	該当	
●基本要件	(1) 仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算 定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決 まって毎月支払われる手当に充てている。	☐	該当	(月額賃金改善要件)
	(2) 介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周 知し、都道府県知事等に届け出ている。	☐	該当	
	(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 を実施している。	☐	該当	
	(4) 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する 実績を都道府県知事に報告している。	☐	該当	
	(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準 法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生 法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金 以上の刑に処せられていない	☐	該当	
	(6) 労働保険料の納付が適正に行われている。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。	☐	該当	
	(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	☐	該当	
○キャリアパス要件Ⅰ (任用要件・賃金体系の整備等)	イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	☐	該当	
	ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	☐	該当	
	ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	☐	該当	
○キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)	イ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。	☐	①又は②に該当	
	イ② 資格取得のための支援の実施	☐		
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	☐	該当	
○キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)	イ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	☐	いずれかに該当	
	イ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	☐		
	イ③ 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	☐		
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
○キャリアパス要件Ⅳ (改善後の賃金要件)	イ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の見込み額が年額440万円以上である。(短期入所・予防は同一事業所とみなす。)	☐	いずれかに該当
	ロ イを満たさない理由 ①小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要であるため。	☐	
	ロ イを満たさない理由 ② 職員全体の賃金水準が低く、直ちにまで年額440万円賃金を引き上げることが困難であるため。	☐	
	ロ イを満たさない理由 ③ 規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。	☐	
○キャリアパス要件Ⅴ (介護福祉士等の配置要件)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)もしくは入居継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている	☐	該当
◇職場環境等要件(1)	◆「生産性向上のための取組」区分		
	イ 3以上実施している。(⑪又は⑫は必須)	☐	いずれかに該当
	ロ 生産性向上推進体制加算を算定している	☐	
	ハ 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している	☐	
	◆「生産性向上のための取組」以外の区分を区分ごとに2以上を実施している。	☐	該当
◇職場環境等要件(2)	◆「生産性向上のための取組」区分		
	イ 2以上実施している。	☐	いずれかに該当
	ロ 生産性向上推進体制加算を算定している	☐	

点検項目	点検事項	点検結果	
	ハ 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している	☐	
	◆「生産性向上のための取組」以外の区分を区分ごとに1以上を実施している。	☐ 該当	
◎令和8年度特例要件	ア) ケアプランデータ連携システムを利用(※) ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、利用の誓約で可能	☐	
	イ) 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している。(※) ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、算定の誓約で可能	☐	いずれかに該当
	ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。	☐	
◇職場環境等要件			
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化		
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築		
	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)		
	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施		
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等		
	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動		
	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入		
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保		
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備		

点検項目	点検事項	点検結果
	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。	

点検項目	点検事項	点検結果	
	②④各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施		
やりがい・働きがいの醸成	②⑤ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善		
	②⑥地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施		
	②⑦利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供		
	②⑧ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供		